

12 土砂災害の危険が高まった場合

登校前

- ① 6時30分の時点において、「土砂災害警戒情報（氾濫危険情報）」に基づく避難勧告（警戒レベル4）が出されている地区の方は、避難を最優先とする。保護者の判断により、学校を始めとした避難所へ避難する。
- ② 避難勧告が出されていない学区内の地区については、校内で対応を決定し、メール配信等で連絡する。

在校中

- ① 登校後、学区内に土砂災害警戒情報（氾濫危険情報）が発令された場合、原則として、午前中は、学校にとどめる。
- ② 16時を過ぎても、下校できない状況が予想される場合は、保護者、または地域の代表と連絡を取り、メール配信等で連絡する。
- ③ 学校が避難所として開設され、保護者が避難してきた場合は、引き渡す。